

道路工事調整システム利用契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と一般財団法人道路管理センター（以下「乙」という。）は、乙が所有する千葉支部の道路工事調整システム（以下「道調システム」という。）の利用に関して、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（ 契約期間 ）

第1条 契約期間は、契約締結日の翌日から〇〇年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から別段の意志表示がないときは、本契約は期間終了の日の翌日からさらに1年間有効に存続するものとし、以後も同様とする。

（ 工事計画情報の入力等 ）

第2条 乙は、道路管理者がとりまとめた入力原稿等により、甲の工事計画情報を道調システムに入力するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により入力された工事計画情報を、道路管理者及び公益事業者等が道路工事調整業務のために利用することを許諾するものとする。
- 3 前項の許諾に伴う対価は、無償とする。

（ データベースの提供等 ）

第3条 乙は、道調システムで整備したデータベース又はその一部を、乙の定める様式による図面又は帳票の形態で、道路工事調整会議等の実施時期に合わせて、甲に提供するものとする。

- 2 前項の提供は、道路管理者を経由して行うものとする。

（ データの利用 ）

第4条 甲は、乙から提供された図面及び帳票等（以下「提供図面等」という。）は道路工事調整業務のために利用するものとし、他の用途に使用してはならない。

（ 機密保持等 ）

第5条 甲は、提供図面等について、善良なる管理者の注意をもって盗難、紛失及び外部への流失の防止に努めるとともに、機密保持を厳格に行わなければならない。

（ 複製の禁止 ）

第6条 甲は、提供図面等を複製してはならない。ただし、道路管理者の承諾を得た場合は複製できるものとする。

（ 道調システムの利用料金 ）

第7条 甲は、この契約に定める道調システムの利用に対する対価として、次の各号に定めるところにより求めた額の合計金額に消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

- 一 第2条第1項の規定に基づき、道調システムに入力する工事計画情報の件数に別表に定めた単価を乗じて得た額
 - 二 乙が甲に提供する図面の枚数に別表に定めた単価を乗じて得た額
 - 三 乙が甲に提供する調書の枚数に別表に定めた単価を乗じて得た額
- 2 甲は、前項の対価を乙が発行する請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（ 延滞金 ）

第8条 甲は、前条第2項に定める期間までに対価を支払わない場合は、支払期限の翌日から支払った日までの期間について、年〇. 〇%の割合で算定した延滞金を支払うものとする。

(損害賠償等)

第 9 条 甲及び乙がこの契約の履行に関して相手方に損害を与えたときは、相手方に対して、その損害を請求することが出来るものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 甲及び乙は、この契約の履行中に知り得た相手方の秘密に属する事項を、他に漏らしてはならない。

(協議事項)

第 11 条 この規約に定めのない事項又はこの契約の条項の解釈に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保管するものとする。

年 月 日

甲 千葉県・・・・・・・・・・・・・・・・
株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・
代表取締役社長 ○○ ○○

乙 東京都千代田区平河町一丁目 2 番 10 号
一般財団法人道路管理センター
理事長 ○○ ○○

< 別 表 >

道路工事調整システムの利用料金

(消費税等を除く、単位：円)

区 分	規 格	単 価	備 考
工事計画情報		4,100	道路工事調整システムによる入力 (1 件当り)
道路工事調整関係図面	A0 版	4,000	道路工事調整システムにより作成 する図面 (1 枚当り)
	A1 版	3,000	
	A4 版	800	
道路工事調整関係調書	A4 版	30	道路工事調整システムにより作成 する調書 (1 枚当り)